

EV・PHVタクシーや環境性能の高い  
ユニバーサルデザイン（次世代UD）タクシーなどの

# 次世代タクシー導入を 助成制度で支援します！

## 次世代タクシーの導入促進事業



### 事業概要

助成対象者 一般乗用旅客自動車運送事業者等

助成対象車両 (1) EVタクシー (2) PHVタクシー (3) 次世代UDタクシー※

※次世代UDタクシーとは、ハイブリッド自動車であって車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備しているタクシー車両です。

### 助成金額 (上限額)

1 EVタクシー 60万円～160万円

2 PHVタクシー 60万円～160万円

3 次世代UDタクシー 40万円～100万円

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

お問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム

〒163-0809 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

TEL：03-5990-5068 Eメール：cnt-toshienne@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



クール・ネット東京



## 助成対象者

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者  
道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者
- (2) 上記に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者とリース契約を締結するリース事業者

## 助成対象自動車

### EVタクシー、PHVタクシー及び次世代UDタクシー

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初度登録され、代金の支払いが完了している自動車（中古を除く。）であること。ただし、初度登録をした日から起算して1年以内又は、国の額確定通知日から4か月以内に申請すること。
  - ・東京都内に使用の本拠の位置を有すること。
  - ・**車両の更新である場合は助成対象自動車以外の車両からの更新であること。**
- ※令和6年3月31日までに初度登録が間に合わない場合は、事前申請も可

## 助成額等

### (1) EVタクシー

- |                              |      |   |        |   |     |                   |
|------------------------------|------|---|--------|---|-----|-------------------|
| ①個人事業主・中小規模事業者 <sup>注1</sup> | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 1/2 | （上限160万円、千円未満切捨て） |
| ②中小規模事業者以外                   | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 1/4 | （上限100万円、千円未満切捨て） |
| ③国補助併用の場合 <sup>注2</sup>      | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 1/4 | （上限60万円、千円未満切捨て）  |

### (2) PHVタクシー

- |                              |      |   |        |   |     |                   |
|------------------------------|------|---|--------|---|-----|-------------------|
| ①個人事業主・中小規模事業者 <sup>注1</sup> | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 2/5 | （上限160万円、千円未満切捨て） |
| ②中小規模事業者以外                   | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 1/5 | （上限100万円、千円未満切捨て） |
| ③国補助併用の場合 <sup>注2</sup>      | 助成金額 | = | 車両本体価格 | × | 1/5 | （上限60万円、千円未満切捨て）  |

### (3) 次世代UDタクシー<sup>注3</sup>

- |                              |      |   |                        |
|------------------------------|------|---|------------------------|
| ①個人事業主・中小規模事業者 <sup>注1</sup> | 助成金額 | = | 原則100万円                |
| ②中小規模事業者以外                   | 助成金額 | = | 原則60万円                 |
| ③国補助併用の場合 <sup>注2</sup>      | 助成金額 | = | 原則40万円（国補助と併せて100万円上限） |

注1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者  
会社又は個人であって使用台数200台未満の事業者

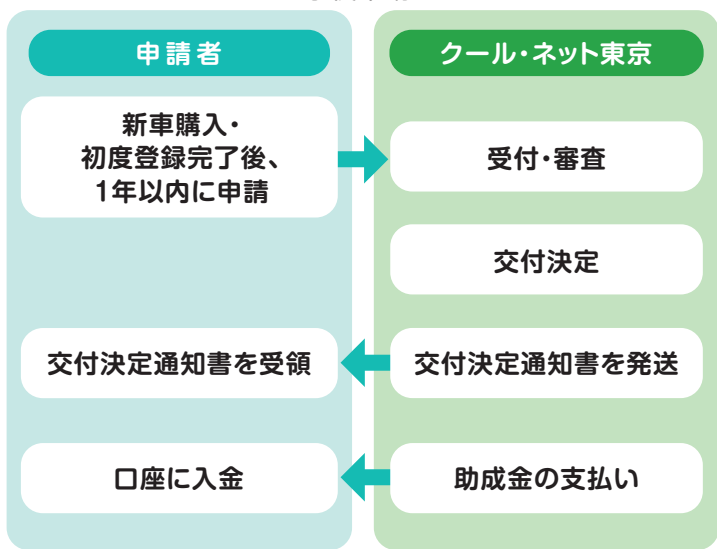
注2 国補助併用の場合とは、本補助申請後に国の補助を受けた場合も該当

注3 （福祉輸送限定事業者を除く）

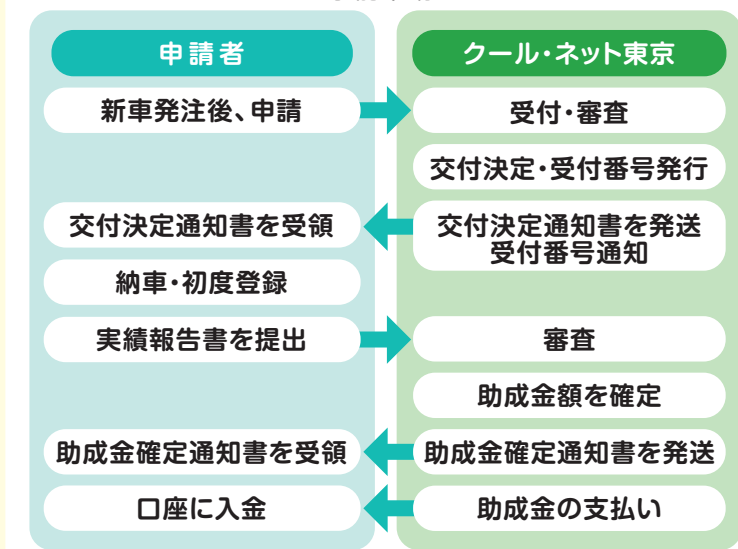
- 申請1台につき、2名以上の運転者がユニバーサルドライバー研修を受講していること。
- 実車を用いた定期的な研修を年2回以上実施していること。

## 申請手続き

### 事後申請



### 事前申請



申請期限 **令和6年3月31日（日）必着（オンライン申請の場合）**

※郵送・窓口の場合は令和6年3月29日（金）必着

事前申請の場合：令和6年1月31日（水）必着（オンラインのみ）